

第8章 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

第1節 環境情報の収集・管理・提供

第1 環境情報の収集・管理・提供の状況

1 ホームページ「環境いばらき」による情報提供

県ホームページ「環境いばらき」に、23年度から継続して節電対策のページを掲載するなど、環境関連の情報提供の一層の充実を図った。

また、環境学習メールマガジンを毎月発行し、県民に対して、県の施策や県内の環境イベント等に関する情報提供を行った。

- ・メールマガジン購読者数 509人 (26年3月末)

2 環境学習資料の提供

環境に関するビデオ、図書やパネルの貸出しを行った。

- ・貸出件数 23件

3 霞ヶ浦環境科学センターの情報収集・発信

(1) センターホームページによる情報発信
ホームページに霞ヶ浦の調査・研究情報、環境学習やイベント情報を掲載し、また、県内の環境保全に取り組む市民団体等の活動を紹介するなどの情報提供を行った。

また、メールマガジンを毎月発信し、センターの施策・情報等の提供を行った。

(2) 市民団体交流会の開催

市民交流ひろばを開催し、参加した団体同士の意見交換などの場を提供した。

(3) 霞ヶ浦環境科学センター成果発表会の開催

- ・基調講演「茨城県におけるジオパーク事業

の展開と地域振興」

茨城大学 天野 一男

- ・霞ヶ浦の流入負荷やリン、アオコ調査、県内のPM2.5の状況などについて成果発表した。

開催日：H25.12.13

開催場所：霞ヶ浦環境科学センター

参加者：80人

(4) センター公開セミナーの開催

霞ヶ浦のアオコに関する公開セミナーを開催
テーマ：「アオコって何？」

霞ヶ浦の現状とその対策」

開催日：H25. 9.21

開催場所：茨城県生涯学習センター

参加者：44人

(5) 資料の収集及び提供

環境関連施設や環境保全市民団体の発行紙の収集・情報提供を行った。また、環境関係図書の貸出しを行った(貸出可能図書約 7,328冊)。

(6) 展示交流広場の活動による情報提供

環境保全団体や企業に環境保全活動の情報を発信する場を提供した。

(7) センターサポーター

サポーター登録者に環境イベントの情報を中心に定期的に情報発信した。

第2 今後の取り組み

ホームページ「環境いばらき」において、環境学習をはじめ様々な環境情報を県民にとってわかりやすく、迅速に提供する。また、霞ヶ浦環境科学センターにおいて、水環境や大気環境

等についての研究成果など様々な情報の収集・整理・発信をインターネットを活用して積極的に進め、市民・企業・研究者・行政を結ぶ霞ヶ浦情報ネットワークの充実を図る。

第2節 グリーン・イノベーションの推進

第1 グリーン・イノベーションの推進

「グリーン・イノベーション」とは、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出により、環境、資源（天然資源、食糧資源）、エネルギー等の地球規模での制約となる課題解決に貢献し、経済と環境の両立により世界と日本の成長の原動力となるものである。

国では、世界最先端の低炭素社会を実現するため、エネルギー供給の低炭素化やエネルギー利用の効率化・スマート化など、グリーン・イノベーションを強力に推進することとしている。

本県においても、県民一人ひとりのライフ

スタイルの転換や環境・エネルギー技術を用いた新産業の創出を図ることにより、経済の成長を維持しながら、環境負荷の小さい社会の構築を目指す必要がある。

そうした中、本県は、原子力発電・火力発電等を有する電源立地県であり、我が国のエネルギー供給において重要な役割を担っている。また、つくば・東海・日立・鹿島地区などの知的集積や産業集積があり、次世代のエネルギー分野を開拓する研究開発が進められるなど、グリーン・イノベーションの推進基盤となる環境研究・技術開発に取り組む環境が整っている。

第2 グリーン・イノベーション推進のための施策

1 つくば・東海地区等の科学技術集積の活用

(1) J-PARCの利活用の促進

低炭素社会に貢献する燃料電池やリチウムイオン電池など環境エネルギー分野をはじめとして、中性子ビームラインの産業利用を促進するため、様々な技術相談等への迅速な対応や、産業界の研究ニーズを踏まえた利用制度の導入など、きめ細かな利用者支援を行うとともに、得られた成果を企業向けセミナーや成果報告会等を通じて産業界に発信している。

(2) つくば国際戦略総合特区の推進

平成23年12月に指定された「つくば国際戦略総合特区」において、グリーンイノベーション分野のプロジェクトを推進している。

新エネルギーでは、石油代替燃料として期待される藻類バイオマスエネルギー実用化の研究を、省エネルギーでは、国際競争力のある世界的なナノテク拠点を構築するとともに、炭化ケイ素等を活用した画期的な省エネルギー機器等の開発などを進めている。

2 競争力あるものづくり産業の育成

○県内中小企業の成長分野進出支援

今後市場の拡大が期待できる成長分野への県内中小企業の進出を支援するため、県内産学官の結集により、22年6月28日に設立した「いばらき成長産業振興協議会」において、「次世

代自動車」「環境・新エネルギー」「健康・医療機器」「食品」の4研究会を設置し、分野に関する情報提供や大手企業への技術提案機会の提供による取引拡大にむけた支援等をおこなっている。

分野別の取り組みとしては、「次世代自動車研究会」において、電気自動車や水素燃料電池自動車、「環境・新エネルギー研究会」において、風力発電や地中熱利用等をテーマとした取り組みを推進している。

3 低炭素社会推進戦略

(1) 再生可能エネルギーの利活用促進

ア 茨城県次世代エネルギーパーク（再掲P20）

イ 再生可能エネルギー導入促進（再掲P20）

(2) スマートコミュニティの構築

ア 環境モデル都市の取り組み

つくば市では、25年3月の環境モデル都市選定を受け、民間企業と協力してTX沿線に「コミュニティ型低炭素モデル街区」の整備を進めている。

イ EVバス導入実証実験

・つくば市において、23年度に企業と連携して、太陽光等で昼間発電・蓄電した電力を夜間に電気自動車へ給電して利用するなど、低炭素交通社会システムの共同実証プ

プロジェクトを実施した。
・(株)日立製作所, 日野自動車(株)では、
日立市において路線バス向けのEVバス運

用管理システムの実用化に向けたEVバス
運用管理システムの実用化に向けた実証実
験を行っている。

第3 今後の取り組み

1 つくば・東海地区等の科学技術集積の活用

低炭素社会の実現に向けて、科学技術研究拠点であるJ-PARCの産業利用を促進し、燃料電池やリチウムイオン電池等の革新的技術の研究・開発による成果の創出を図る。

また、「つくば国際戦略総合特区」では、グリーンイノベーション分野のプロジェクトを計画的に推進することにより、藻類バイオマスの屋外大規模生産技術の確立、藻類産業の創出や世界的ナノテク拠点における次世代効率電力変換技術の確立などによる電力エネルギー利用の効率化を図っていく。

2 競争力あるものづくり産業の育成

県内中小企業を会員とし、県内の産学官が結集する「いばらき成長産業振興協議会」において、成長分野における新製品・新技術の開発支援等をおこなうことにより、競争力あるものづくり産業の育成を図っていく。

3 低炭素社会推進戦略

低炭素で持続可能な地域社会の構築を目指し、地域における積極的な分散型エネルギーの導入、エネルギーの融通、ICT活用によるエネルギー受給調整など、日立市やつくば市などモデル的に取り組む地域(市町村)等を支援し、先導的なスマートコミュニティ地区の形成促進を図る。

第3節 総合的な環境保全対策の推進

第1 総合的な環境保全対策の推進に関する施策

1 ※環境影響評価制度の適正な運用

25年度は、水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について、事業者の公告・縦覧後、審査会の審査を経て、知事意見を述べた。

(1) 対象事業の概要

- ・水戸市新ごみ処理施設整備事業
 - ① 事業者：水戸市
 - ② 場所：水戸市下入野町南散野地内
 - ③ 種類：一般廃棄物処理施設
 - ④ 規模：焼却施設約 370 トン／日、リサイクルセンター約 60 トン／日、最終処分場約 128,000m³

(2) 手続の経過

- ・水戸市新ごみ処理施設整備事業
 - ① 広告年月日：25年 8月 5日
 - ② 縦覧期間：25年 8月 5日～9月 4日
 - ③ 審査会：25年 9月 2日
25年 12月 5日
25年 1月 17日
 - ④ 知事意見：25年 1月 22日

2 生活環境の保全等に関する条例

都市・生活型の環境問題に適切に対応していくため、環境関係法令や17年に改正した「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、公害防止対策や騒音、振動及び悪臭防止対策、大気保全対策、河川・湖沼などの公共用水及び地下水などの水質保全対策、ダイオキシン類等化学物質対策を推進している。

(1) 条例の特徴

ア 新たな課題への対応

(ア) 都市・生活型公害への対応

県民のライフスタイルの転換による環境への負荷の低減のため、生活排水と自動車排出ガスの対策について規定している。

(イ) 化学物質、土壌・地下水汚染への対応

化学物質の使用等に伴う環境汚染を防止するため、化学物質の適正管理と土壌・地下水の汚染防止について規定している。

イ 取り組みの強化

(ア) 工場・事業場の排水対策の強化

一定床面積以上の飲食店等を規制対象施設に追加、排水基準の適用を受けない小規模事業所の排水対策について規定している。

(イ) 危機管理対策の強化

大気汚染や水質汚濁に係る事故時・緊急時の措置を新たに規定している。

(ウ) 豚舎、鶏舎等の悪臭防止の強化

農業振興地域の適用除外規定を廃止、鶏舎に係る規制を強化している。

(エ) 関係法令等との整合

廃棄物処理法との整合から、量の如何を問わず、ゴム、廃油等の屋外燃焼行為を禁止している。

3 経済的支援

県では、中小企業者が環境保全及び地球温暖化対策に資する事業に必要な資金について、また霞ヶ浦、洄沼及び牛久沼流域の個人世帯が高度処理型浄化槽の設置や下水道への接続工事等

に必要な資金について融資のあっ旋を実施している。また、対策がより必要な部門について事業者及び個人の取組みの促進を図るため利子補給制度を設けている。

図表 8-3-1 環境保全施設資金融資制度

中 小 企 業 者 対 象		
対 象 者	県内に工場等を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者	
融 資 対 象 事 業	○環境保全施設 【大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物資の適正管理施設の設置や改善】 ○低公害車の導入 【ハイブリッド・電気・天然ガス・メタノール自動車】 ○地球温暖化対策 【省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善】	
融 資 限 度 額	環境保全施設 低公害車の購入	(1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は5,000万円
	地球温暖化対策	(1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき500万円を限度 但し、再生可能エネルギー施設設置等、知事が必要と認めた場合は1,500万円
融 資 利 率	融資期間 5年超～7年以内 2.5 (2.0) % 3年超～5年以内 2.4 (1.9) % 3年以内 2.3 (1.8) % 利率 (カッコ内は保証付きの場合)	
償 還 方 法	元金均等償還 (1年以内の据置可)	
利 子 補 給	○汚水処理施設 (排水規制の適用を受けない事業者 (小規模事業者) が設置する場合に限る) 高度処理 (窒素又はりん除去) 施設 : 全額利子補給 高度処理以外の汚水処理施設 : 全額利子補給 (霞ヶ浦流域) : 0.9% (霞ヶ浦流域以外) ○家畜排せつ物の負荷削減対策施設 : 全額利子補給 (霞ヶ浦流域) ○ダイオキシン類対策施設 : 0.6% ○省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設 : 全額利子補給 (省エネルギー対策実施計画書を提出済の工事業所登録事業者) : 0.9% (上記以外の工事業所登録事業者)	

個 人 対 象	
対 象 者	霞ヶ浦、洄沼、牛久沼流域に居住する個人世帯
融 資 対 象 事 業	○高度処理型浄化槽 (窒素やりの除去) の設置に係る費用 ○公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事に係る費用
融 資 限 度 額	(1) 設置や接続工事に係る費用全額 (2) 補助金額は除くものとし、200万円を限度
融 資 利 率	県が全額利子補給しますので、利用者の実質金利は0%
融 資 期 間	5年以内
償 還 方 法	元金均等償還 (6ヶ月以内の据置可)

4 公害苦情処理・公害紛争処理

(1) 事業者の公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等からなる公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされている。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者である「公害防止統括者」、公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」及び一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から構成されている。

25年3月現在、公害防止管理者等が選任されている工場は522社である。未選任の工場に対しては、立入検査等で選任を指導している。

(2) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、「環境基本法」に基づき、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域について、公害の防止に関する諸施策を総合的かつ計画的に講じることによって公害の防止を図ることを目的として知事が作成するものであり、本県では鹿島地域について作成している。

鹿島地域については、鹿島港を中核とした大規模な臨海工業団地に、鉄鋼、電力、石油化学等の基幹産業が立地しているため、鹿嶋市、神栖市を対象として昭和47年度から9度にわたり公害防止計画を作成し、これに基づき大気汚染防止対策等の諸々の公害防止対策を推進している。

(参考)

「第9次鹿島地域公害防止計画」の概要(23～32年度)

1 主要課題

- (1) 鹿島コンビナート周辺における大気汚染対策
- (2) 北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁対策

2 主な施策

下水道・浄化槽の整備、工場・事業場に対する排水指導及びばい煙の排出抑制指導、大気汚染原因物質の実態把握

(3) 公害防止協定の運用

公害防止協定は、現行の環境関係法令による規制だけでは、公害の未然防止を十分に図ることができない地域について、行政と企業双方が合意した取り決めのもとで、積極的に公害防止を図ろうとするものである。

本来、協定の締結による地域の環境保全是、地元市町村が主体的に行うものであるが、大規模な工業団地や企業の集積度が高い地域等については、県が協定事業者となって地域の環境保全に関与することとしており、鹿島地域、筑波地域(北部・西部工業団地)及びひたちなか地域(東京電力(株)常陸那珂火力発電所)の3地域がこれに該当する。

これらの地域では、協定締結企業や新規に立地する企業に対し、協定内容の遵守等について指導を行っている。

5 その他の環境保全対策

(1) 公害苦情処理

ア 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、地域住民に密接に関わる問題であり、これを適切に処理することは苦情申立者はもとより、住民の健康と良好な生活環境を確保するうえで極めて重要なことである。このため、「公害紛争処理法」の規定に基づき公害苦情相談員を設置するなど、公害苦情処理体制を整備し、公害苦情の迅速かつ適切な処理に努めている。

26年3月末現在、公害苦情相談員は、県では34人が、市町村では20人が設置されている。なお、公害苦情相談員のほかにも、県で9人、市町村で234人の職員が苦情の処理に当たっている。

イ 公害苦情の受理状況

25年度の公害苦情種類別新規受理件数は4,193件(県58件、市町村4,135件)である。苦情内容を種類別にみると、典型7公害については大気汚染に関するものが最も多く、次いで悪臭、騒音に関するものとなっており、典型7公害の苦情の約89%を占めている。典型7公害以外については不法投棄などが多く苦情全体の約29%を占めている。

図表 8-3-2 公害苦情種類別受理件数の推移

種類別	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
典型7公害	件 (%)	1,606(45.1)	1,442(42.6)	1,513(40.7)	1,536(41.9)	1,728(41.2)
	大気汚染	634(17.8)	647(19.1)	669(18.0)	558(15.2)	752(17.9)
	水質汚濁	190(5.3)	167(4.9)	140(3.8)	174(4.7)	164(3.9)
	土壌汚染	12(0.3)	5(0.1)	8(0.2)	13(0.4)	5(0.1)
	騒音	292(8.2)	278(8.2)	313(8.4)	316(8.6)	380(9.1)
	振動	18(0.5)	14(0.4)	23(0.6)	25(0.7)	24(0.6)
	地盤沈下	2(0.1)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
悪臭	458(12.9)	331(9.8)	360(9.7)	450(12.3)	403(9.6)	
典型7公害以外		1,955(54.9)	1,942(57.4)	2,203(59.3)	2,132(58.1)	2,465(58.8)
計		3,561(100)	3,384(100)	3,716(100)	3,668(100)	4,193(100)

(2) 公害紛争処理

公害に関する民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられている。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は重大事件、広域処理事件等の紛争

のあつせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあつせん、調停、仲裁を行っている。

「茨城県公害審査会」は現在、10名の委員で構成されており、昭和45年の設置以来26年3月末現在までに10件の調停事件の処理に当たっている。

第2 今後の取り組み

1 環境影響評価制度の適正な運用

「環境影響評価法」及び「環境影響評価条例」の適正な運用により、事業の実施に伴う環境影響の低減を図り、県域における良好な環境の保全に努める。

また、「港湾法」や「公有水面埋立法」などの個別法に基づく指導・助言を行い、事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされるように努める。

2 生活環境の保全等のための施策の推進

「生活環境の保全等に関する条例」に基づき、都市・生活型公害などの新たな環境問題に対応するための施策を推進するとともに、現行規制の適切な運用を図る。

3 経済的支援

中小企業における環境保全及び省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置・改善

や、霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域の個人世帯が高度処理型浄化槽の設置等を促進するため、融資あっ旋や利子補給事業を実施し、事業者等の経済的負担の軽減を図る。

4 公害苦情処理・公害紛争処理

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、対象工場に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等の指導を行う。

鹿島地域では、環境質の一部で改善されていないものがあるため、公害防止計画に基づき、総合的な公害防止施策の推進を図る。

また、公害防止協定の適切な運用を図り、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める。

さらに、県民からの公害苦情を処理するため、公害苦情相談員制度により迅速かつ適切な苦情処理に努める。